

定 款

株式会社 土屋ホールディングス

株式会社 土屋ホールディングス

定 款

第一 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社土屋ホールディングスと称し、英文では TSUCHIYA HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む株式会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 建築・土木工事の請負、施工、設計、監理及びコンサルタント業務
 2. 木造一般住宅に関する技術の研究開発及び技術指導
 3. 建築資材、住宅機器及びインテリア製品の製造、加工、販売及び施工
 4. 不動産の売買、交換、仲介、賃貸借、管理、鑑定及びコンサルタント業務
 5. 土地の造成及び分譲並びに造成工事の受託
 6. 造園及び緑化事業の請負、設計、施工、監理
 7. 家具、建具の製造販売
 8. 金銭の貸付及び貸借の仲介並びに保証
 9. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
 10. 生命保険の募集に関する業務
 11. 職業訓練の実施
 12. 発電及び売電に関する業務
 13. 前各号に附帯関連する一切の業務
- 2 当会社は、当会社が株式または持分を取得、保有する会社に対して必要な助言、経営指導その他コンサルタント業務を行うことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を札幌市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第二 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、54,655,400株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第 9 条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。

第三章 株主総会

(株主総会の招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 当会社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 15 条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役は20名以内とする。

(選任方法)

- 第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
- 3 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 19 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- 2 当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(任期)

- 第 20 条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。

(取締役会の招集通知)

- 第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(招集権者及び議長)

- 第 22 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(決議方法)

- 第 23 条 当会社の取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、当該取締役の過半数をもってこれを行う。
- 2 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

- 第 24 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第 25 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 26 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第五章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 27 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。

(任期)

第 29 条 当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役及び補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議方法)

第 32 条 監査役会の決議方法は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 34 条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第六章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第七章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項においては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

2 当会社は、会社法第459条第1項各号に定める事項を株主総会の決議によっては定めない。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除外期間等)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の金銭による剰余金の配当に対しては利息をつけない。

昭和51年	9月20日	公証人（辻三雄）による認証
昭和53年	6月6日	改正
昭和54年	6月1日	改正
昭和54年	6月28日	改正
昭和59年	5月31日	改正
昭和59年	8月31日	改正
昭和60年	9月15日	改正
平成元年	3月30日	改正
平成元年	7月30日	改正
平成元年1月28日		改正
平成3年	1月30日	改正
平成4年	1月30日	改正
平成6年	1月28日	改正
平成7年	1月27日	改正
平成9年	1月29日	改正
平成10年	1月28日	改正
平成11年	1月28日	改正
平成12年	1月27日	改正
平成14年	1月30日	改正

平成 15 年	1 月 28 日	改正
平成 16 年	1 月 29 日	改正
平成 17 年	1 月 28 日	改正
平成 18 年	1 月 27 日	改正
平成 19 年	1 月 26 日	改正
平成 20 年 1	1 月 1 日	改正
平成 21 年	1 月 27 日	改正
平成 22 年	1 月 28 日	改正
平成 25 年	1 月 29 日	改正
平成 27 年	1 月 29 日	改正

原本の謄本と相違ありません。

平成27年 1月29日
札幌市北区北9条西3丁目7番地
株式会社土屋ホールディングス
代表取締役社長 土屋 昌三